

売買制度の見直しに伴う「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	4
3. 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則 の一部改正新旧対照表	5

業務規程の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
（売買立会の区分及び売買立会時） 第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （1） 株券（新株予約権証券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、新投資口予約権証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）及び受益証券発行信託の受益証券（外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券を信託財産とするものをいう。）に限る。以下同じ。）を含む。第8条第1項、第53条及び第54条を除き以下同じ。）午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。ただし、午後3時25分から3時30分まではクロージング・オークションとし、<u>午後3時29分30秒から3時30分までの間において、本所が無作為に決定する時刻に売買を成立させる。</u> （2） （略） （3） 転換社債型新株予約権付社債券 午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。<u>ただし、売買成立可能な最終時刻は、午後3時29分30秒から3時30分までの間において、本所が無作為に決定する。</u> 2 （略） （呼値） 第14条 正会員は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない	（売買立会の区分及び売買立会時） 第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （1） 株券（新株予約権証券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、新投資口予約権証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）及び受益証券発行信託の受益証券（外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券を信託財産とするものをいう。）に限る。以下同じ。）を含む。第8条第1項、第53条及び第54条を除き以下同じ。）午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。ただし、午後3時25分から3時30分まではクロージング・オークションとし、<u>午後3時30分に売買を成立させる。</u> （2） （略） （3） 転換社債型新株予約権付社債券 午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。 2 （略） （呼値） 第14条 正会員は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない

い。この場合において、正会員は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。

1～6 (略)

7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、外国株預託証券及び受益証券発行信託の受益証券を除く。)

次のa及びbに掲げる株券の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、本所が必要があると認めて特に指定したものは、本所が適当と認める呼値の単位とする。

a 株券は、1株(新株予約権証券については、新株予約権1個を、1株とする。以下同じ)につき、当該1株の値段が、100円以下の場合は10銭、100円を超え500円以下の場合は50銭、500円を超え1,000円以下の場合は1円、1,000円を超え2,000円以下の場合は2円、2,000円を超え5,000円以下の場合は5円、5,000円を超え1万円以下の場合は10円、1万円を超え2万円以下の場合は20円、2万円を超え5万円以下の場合は50円、5万円を超え10万円以下の場合は100円、10万円を超え20万円以下の場合は200円、20万円を超え50万円以下の場合は500円、50万円を超え100万円以下の場合は1,000円、100万円を超え200万円以下の場合は2,000円、200万円を超え500万円以下の場合は5,000円、500万円を超え1,000万円以下の場合は1万円、1,000万円を超え2,000万円以下の場合は2万円、2,000万円を超え5,000万円以下の場合は5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。

b 円滑に決済を行うために売買単位当たりの価格が円位以上を維持する必要があると

い。この場合において、正会員は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。

1～6 (略)

7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、外国株預託証券及び受益証券発行信託の受益証券を除く。)

株券は、1株(新株予約権証券については、新株予約権1個を、1株とする。以下同じにつき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合は1円、3,000円を超え5,000円以下の場合は5円、5,000円を超え3万円以下の場合は10円、3万円を超え5万円以下の場合は50円、5万円を超え30万円以下の場合は100円、30万円を超え50万円以下の場合は500円、50万円を超え300万円以下の場合は1,000円、300万円を超え500万円以下の場合は5,000円、500万円を超え3,000万円以下の場合は1万円、3,000万円を超え5,000万円以下の場合は5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(新設)

本所が認めるもの

1株につき、当該1株の値段が、1万円以下
の場合は1円、1万円を超え2万円以下の場合
は2円、2万円を超え5万円以下の場合は
5円、5万円を超え10万円以下の場合は1
0円、10万円を超え20万円以下の場合は
20円、20万円を超え50万円以下の場合
は50円、50万円を超え100万円以下の場合
は100円、100万円を超え200万
円以下の場合は200円、200万円を超え
500万円以下の場合は500円、500万
円を超え1,000万円以下の場合は1,0
00円、1,000万円を超え2,000万
円以下の場合は2,000円、2,000万
円を超え5,000万円以下の場合は5,0
00円、5,000万円を超える場合は1万
円とする。

(2)～(5) (略)

8～11 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和9年3月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号及び第3号の改正規定は、令和9年10月12日から施行する。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、同日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

(2)～(5) (略)

8～11 (略)

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<u>（株券の呼値の制限）</u> <u>第3条の2 正会員は、株券について、1円未満の値段による呼値を行ってはならない。</u> 付 則 この改正規定は、令和9年3月1日から施行する。	（新設）

**立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び
受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表（案）**

新	旧
（単一銘柄取引の値段） 第４条 立会外取引特例第６条第３項第１号に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。 （１）株券 普通取引（本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとあらかじめ指定した国内の他の金融商品取引所（以下「指定取引所」という。）における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。）における直前の約定値段（呼値に関する規則第９条の規定により特別気配表示された場合の当該特別気配値段、同第１０条の規定により連続約定気配表示が行われている場合の当該連続約定気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。以下第５条を除き同じ。）から当該約定値段に１００分の７を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に１００分の７を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の１円の<u>１万分の１の整数倍の値段とする。この場合において、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。</u> （２）転換社債型新株予約権付社債券 前号の規定は、転換社債型新株予約権付社債券について準用する。この場合において、「１円の<u>１万分の１の整数倍の値段</u>」とあるのは「額面１００円につき１銭の<u>１００分の１の整数倍の値段</u>」と読み替えるものとする。 ２～４ （略） 付 則 この改正規定は、令和９年３月１日から施行する。	（単一銘柄取引の値段） 第４条 立会外取引特例第６条第３項第１号に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。 （１）株券 普通取引（本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとあらかじめ指定した国内の他の金融商品取引所（以下「指定取引所」という。）における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。）における直前の約定値段（呼値に関する規則第９条の規定により特別気配表示された場合の当該特別気配値段、同第１０条の規定により連続約定気配表示が行われている場合の当該連続約定気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。以下第５条を除き同じ。）から当該約定値段に１００分の７を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に１００分の７を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の１円の整数倍の値段とする。 （２）転換社債型新株予約権付社債券 前号の規定は、転換社債型新株予約権付社債券について準用する。この場合において、「１円の整数倍の値段」とあるのは「額面１００円につき１銭の整数倍の値段」と読み替えるものとする。 ２～４ （略）